



1.入学手続きについて

次年度に高鍋町立の小・中学校へ入学するお子さまの保護者へは、**入学される年の1月下旬**に通学区域を指定校(表2参照)とする「**就学通知書**」を送付いたします。なお、入学までの例年の主なスケジュールについては表1のとおりです。

表1 入学式までのスケジュール

時 期 (予定)	内 容	対象児童生徒	
		小学校	中学校
8月～9月頃	就学前健康診断案内文書の発送	○	
	「柔軟な対応をしている地区(表2参照)」の保護者宛てに手続き案内文書の発送	○	○
10月頃	就学前健康診断の実施	○	
11月頃	中学校入学説明会の実施		○
11月中旬まで	「柔軟な対応をしている地区(表2参照)」の通学区域外就学許可申請書の申請期間	○	○
1月下旬	「就学通知書」の発送	○	○
2月頃	小学校入学説明会の実施	○	

2.通学区域について

本町では、表2のとおり、**通学区域を指定**しております。そのため、児童生徒は、**住所の属する通学区域の学校に就・入学**することになります。なお、表2の枠書きの地域については、「柔軟な対応をしている地区」で、保護者の申請により教育委員会の許可を受けることにより、他の通学区域の学校へ就・入学することができます。来年度就・入学予定の児童生徒については、**例年10月下旬に、「柔軟な対応をしている地区」に居住する保護者の皆様へ手続き案内の文書を送付**しています。

表2 通学区域と指定校

指定校	通学区域（行政地区名）
東小学校	掘の内、掘の内団地、下永谷、上永谷、雲雀山、水谷原、越ヶ溝、毛作、新山、太平寺、脇、舞鶴団地、大工小路、宮田、蓼江、筏、南町、十日町、六日町、石原、中町、中央通り、東町、旭通り、上町、松原町、小丸、 小丸下 、 小丸上 、 畑田 、後小路、宮越、宮越上、南宮越、道具小路西、道具小路東、道具小路南、中鶴、樋渡、下屋敷、菖蒲池西、菖蒲池東、御屋敷、大池久保、萩原、蚊口西の二、蚊口西の一、蚊口上、蚊口中、蚊口下、 持田団地 、その他、以上の区域内
西小学校	黒谷、松本、山下、東平原、西平原、北平原、水除、馬場原、川田、羽根田、青木、老瀬、牛牧、南牛牧、中尾、小並、市の山、中川原、小丸出口、小丸団地、竹鳩、切原、兀の下、坂本、鬼ヶ久保、俵橋、 染ヶ岡 、 家床 、 持田 、 正祐寺 、 嶋野 、正ヶ井手、上江団地、その他、以上の区域内
東中学校	掘の内、掘の内団地、下永谷、上永谷、雲雀山、水谷原、越ヶ溝、毛作、新山、太平寺、脇、舞鶴団地、大工小路、宮田、蓼江、筏、南町、十日町、六日町、石原、中町、中央通り、東町、道具小路西、道具小路東、道具小路南、中鶴、樋渡、下屋敷、菖蒲池西、菖蒲池東、御屋敷、大池久保、萩原、蚊口西の二、蚊口西の一、蚊口上、蚊口中、蚊口下、 持田団地 、その他、以上の区域内
西中学校	旭通り 、 上町 、 松原町 、 小丸 、 小丸下 、 小丸上 、 畑田 、 後小路 、 宮越 、 宮越上 、 南宮越 、黒谷、松本、山下、東平原、西平原、北平原、水除、馬場原、川田、羽根田、青木、老瀬、牛牧、南牛牧、中尾、小並、市の山、中川原、小丸出口、小丸団地、竹鳩、切原、兀の下、坂本、鬼ヶ久保、俵橋、 染ヶ岡 、 家床 、 持田 、 正祐寺 、 嶋野 、正ヶ井手、上江団地、その他、以上の区域内

3.通学区域外就学について

本町では、表 3 の「**通学区域外就学許可基準**」に該当する**特別の理由**がある場合は、保護者の申請により他の通学区域の学校に就・入学することができます。

表 3 の許可要件 7「その他」の「真にやむを得ない理由で、教育委員会が特に認める場合」については、主に、許可要件の 1 から 6 に当てはまらない理由がある場合や表 2 に記載の「柔軟な対応をしている地区」に該当する場合に、保護者の申請により教育委員会で許可の判断をしております。

表 3 通学区域外就学許可基準

	許可要件	適用	添付書類	許可期間
1	最終学年	小学校 6 年生及び中学校 3 年生時に通学区域外に転居した場合 * 同一学校内に弟・妹がいる場合には、当該弟・妹についても許可できる。	町民生活課で発行された学齢児童異動通知書	卒業まで * 弟・妹は、その学年末まで
2	学期途中	学期途中に通学区域外に転居した場合 (全学年を対象とする。)	町民生活課で発行された学齢児童異動通知書	学年末まで
3	転居予定	住宅の新築等の理由により、事前に転居先の学校に通学しようとする場合又は改築等により他の通学区域に短期間居住後、再度元の通学区域に転居することが明らかな場合	建築契約書写し、賃貸借契約書写し等転居予定を証明する書類	新築、改築等に要する期間
4	身体的な理由	病弱その他の身体的理由により指定学校への通学が困難な場合又は特別支援学級への入級を希望しているが、指定校に特別支援学級が設置されていない場合	医師の診断書又はそれに類する書類	病弱等の身体的理由が消滅するまで
5	公共事業	公共事業による立ち退きで、就学後、通学区域外に転居せざるを得なくなり、通学に支障がない場合	事業主体からの依頼文又はそれに類する書類	卒業まで
6	隣接町との境界	中尾、小並、市の山、依橋、染ヶ岡、新山地区に居住し、通学距離、安全性等の面から、児童の負担が軽減されると認められる場合		卒業まで
7	教育上の配慮	(1)いじめ及び不登校等の事実があり、転校により状況が改善されると判断される場合 (2)入学・転校により明らかに不登校又は過度の精神的な負担が予測される場合 (3)在学中の兄・姉がいる場合で、弟・妹が兄・姉の在学を希望する場合 (4)虐待等による特別な事情により住民票の異動ができないと認められる場合	教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間
8	保護者の就労その他家庭の事情の理由	保護者の就労、病気療養等により、下校時から保護者帰宅時まで留守家庭となるため、放課後の児童の安全確保が困難で、保護者の勤務先又は祖父母等宅の通学区域の指定学校へ就学を希望する場合	教育委員会が必要と認める書類	卒業まで
9	部活動	指定された学校に希望する部活動が設置されていないため、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある中学校に通学を希望する場合	教育委員会が必要と認める書類	卒業まで（途中で退部した場合は、原則、指定中学校へ戻ることとする。ただし、教育委員会が認める場合はこの限りでない。）
10	その他	真にやむを得ない理由で、教育委員会が特に認める場合	教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間

4.転入・転出・転居手続きについて

No	項 目	高鍋町での手続き等
1	町外からの転入	① 在学中の学校から 転校書類（在学証明書・教科用図書給与証明書） を受け取ります。 ② 町民生活課において、住民異動の届出（転入）を行い、「 住民異動届 」と「 学齢児童異動通知書 」をもらい、教育総務課の窓口 に提出し、「 転入学通知書 」の交付を受けてください。 ③ ①の転校書類と②の「 転入学通知書 」を指定された学校へ直接持参してください。
2	町外への転出	① 町民生活課において、住民異動の届出（転出）を行い、「 住民異動届 」と「 学齢児童異動通知書 」をもらい、教育総務課の窓口 に提出し、「 転学通知書 」の交付を受けてください。 ② 学校で「 転学通知書 」と引き替えに、 転校書類（在学証明書・教科用図書給与証明書） を受け取り、転出先の教育委員会及 び学校で転入手続きを行ってください。
3	町内転居 ※学校区が変わる場合	① 町民生活課において、住民異動の届出（転居）を行い、「 住民異動届 」と「 学齢児童異動通知書 」をもらい、教育総務課の窓口 に提出し、「 転学通知書 」「 転入学通知書 」の交付を受けてください。 ② 在籍していた学校へ「 転学通知書 」を提出し、 転校書類（在学証明書・教科用図書給与証明書） の交付を受け、「 転入学通知 書 」を併せて指定された学校へ持参してください。 ※「 柔軟な対応をしている地区 」（表2参照）へ転居または表3の「 通学区域外就学許可基準 」に該当する特別の理由がある場合 は、教育総務課で申請書を提出し、許可を受けることで現在通学中の学校へそのまま通学することができます。
4	町内転居 ※学校区が変わらない場合	① 町民生活課において、住民異動の届出（転居）を行ってください。

※在学中に転居等をされる際は、通学区域（表 2 参照）によっては、在学中の学校へ通学できなくなる場合があります
 のでご注意ください。

お問合せ先 高鍋町教育委員会 教育総務課 ☎ 0983-23-0315